

中城村国民健康保険税の減免（フロー図）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負っ

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で会社都合の離職をし、雇用保険から失業給付を受ける。

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の
事業収入・給与収入・不動産収入
・山林収入のいずれかの収入が
前年と比べて30%以上減少する
見込みである。
はい以降の質問 はい → いいえ

世帯の主たる生計維持者の
事業収入・不動産収入・山林収入
のいずれかの収入が
前年と比べて30%以上減少する
見込みである。
はい以降の質問 はい → いいえ

世帯の主たる生計維持者の
前年度の所得の合計額が1,000万円以下である。

世帯の主たる生計維持者の
前年比の30%以上の減少見込みの収入に
かかる所得以外の前年の所得の合計額が
400万円以下である。

り患世帯
申請により
国民健康保険税
の全額が免除さ
れます。

減収世帯 申請により
国民健康保険税の一部が
減額されます。

新型コロナ関連の税
減免の対象外・猶予
(分納誓約等)

非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度により保険税を軽減します。

新型コロナ関連の税減免の対象

新型コロナ関連の税減免の対象外